

令和5年度管理理容師資格認定講習会(鹿児島県会場)のご案内

理容師法の規定により、理容師である従業者が常時二人以上である理容所の開設者は、営業施設を衛生的に管理させるため、管理理容師を置くよう義務付けられています。管理理容師になるためには、(1) 理容師免許登録後に3年以上の期間、理容の業務に従事し、かつ、(2) 都道府県知事が指定した講習会(管理理容師資格認定講習会)の課程を修了する必要があります。

令和5年度鹿児島県知事指定管理理容師資格認定講習会を下記の要領で実施します。

1	講習会受講資格	受講資格基準日(令和5年9月25日(月))までに、日本国内において、理容師免許登録日から3年以上理容の業務に従事された方で、申込書提出時に3年以上の業務従事期間が確認できる方。
2	募集期間	令和5年7月31日(月)～令和5年8月21日(月)
	応募方法	(1) 受講を希望される方はエントリー用紙に必要事項を記入しFAXか郵送で当九州ブロック事務所に応募してください。 (2) 当センターホームページ(http://www.rbc.or.jp/)の「講習会開催案内」から鹿児島県欄エントリーの募集方法の「WEB」、または「郵送」のどちらかを選択して応募してください。
		連絡先 (公財)理容師美容師試験研修センター 九州ブロック事務所 電話 092-632-4501 FAX 092-632-4502 受講希望の方には募集定員の枠内で「受講申込書」をお送りします。
3	受講申込書提出期間	令和5年8月28日(月)～令和5年9月25日(月)
4	受講料	20,000円
5	講習会会場	鹿児島県市町村自治会館 鹿児島市鴨池新町7番4号 電話 099-206-1010
6	講習日 (3日間)	修了認定には、3日間全日の出席が必要となります。
		1日目:令和5年11月13日(月)
		2日目:令和5年11月20日(月)
7	募集定員	理容師 15名
		募集期間内に受講希望者が募集定員を超えた場合は抽選を行い、当選された方に受講申込書をお送りします。

令和5年度 管理理容師資格認定講習会のご案内（エントリー）

◆ 講習会の日程等

都道府県	鹿児島県
区分・回数	理容・01回
講習日	令和5年11月13日（月）、11月20日（月）、11月27日（月）
会場	鹿児島県市町村自治会館 鹿児島県鹿児島市鴨池新町7-4

この講習会は、上記の日程により3日間、各日とも午前9時30分から午後4時30分まで開催いたします。
また修了認定には、3日間全日の出席が必要となります。

◆ 受講資格

受講資格基準日（令和5年9月25日）までに、日本国内において理容師免許の登録日から3年以上理容の業務に従事した者。

◆ 応募方法

次の記入用紙に必要事項を記入し、7月31日（月）から8月21日（月）「必着」までにエントリー用紙のみ郵送またはFAXにて送付してください。

エントリーは先着順ではありません。募集予定数を超えた場合は抽選となり、「申込書類一式」か「エントリーされた講習会が受講できない旨の通知」のいずれかを、申込書送付先住所に8月27日までに郵送します。この日までにどちらも届かなかった場合は、すぐに「応募先及びお問い合わせ先」へ連絡してください。

募集予定数に満たない場合は、エントリー期間を延長することがあります。

◆ 受講料

20,000 円

* 受講申込書の受付後は、受講料及び受講申込書類の返還並びに受講予定日の変更はできません。

* 理容師免許証の紛失及び氏名等に変更がある方はすぐに手続きをしてください。

応募先及びお問い合わせ先

（公財）理容師美容師試験研修センター 九州ブロック事務所

〒812-0044 福岡県福岡市博多区千代1-2-4 福岡生活衛生食品会館3F

電話 092-632-4501 FAX 092-632-4502

エントリー用紙

都道府県	鹿児島県
区分・回数	理容・01
講習日	令和5年11月13日（月）、11月20日（月）、11月27日（月）
会場	鹿児島県市町村自治会館 鹿児島県鹿児島市鴨池新町7-4

申込書送付先を記入してください

申込書 送付先住所	〒 (アパート・マンション等は部屋番号、勤務先の場合は店舗名まで記入してください。)	
フリガナ		
応募者氏名		
電話番号1（昼間に連絡が出来る番号） ()	電話番号2（携帯電話） ()	

理容師免許証について	1 理容師免許証は紛失していますか？（どちらかに○をしてください。） 紛失していない ・ 紛失している
	2 理容師免許証の氏名に変更はありますか？（どちらかに○をしてください。） 変更なし ・ 変更あり
	3 生年月日を記入してください。（どちらかに○をしてください。） 昭和 ・ 平成 年 月 日

1, 2の項目で紛失、変更ありとした方は、再交付、免許証の書換えの手続きが必要です。（手続き中の方は不要）